高知県農業会議就農支援事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、一般社団法人高知県農業会議（以下「会議」という。）が高知県農業会議就農支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、高知県農業会議就農支援事業（以下「補助事業」という。）の適切な執行に必要な事項を定める。

（補助事業の対象等）

第２条　補助事業の対象及び要件は、要綱第３条で定める別表第１の各事業について、次の各号のとおりとする。

1. 新規参入者支援事業（１）継続区分については、令和５年度の高知県農業会議担い手支援事業又は令和６年度の高知県農業会議就農支援事業で採択された研修生及び研修受入機関（ただし、変更が承認された場合は変更後の研修受入機関も含む）を対象とし、採択時の要綱で定められているとおりとする。
2. 新規参入者支援事業（２）産地提案区分については、別記のとおりとする。

（補助事業実施の申し出）

第３条　高知県内で就農するために農業技術等の習得を目指す者で、前条の別記（事業支援タイプを除く）に定める要件に該当する者（以下「交付対象者」という。）は、市町村担い手育成総合支援協議会及び市町村農業再生協議会等（以下「地域協議会等」という。）に様式第１号による申し出を行う。

２　交付対象者は、地域協議会等の指示に従い、該当する国事業に定められた研修計画を作成しなければならない。

３　前条（２）の別記の事業支援タイプに定める要件に該当する者は、市町村長に様式第１号の３による申し出を行う。

（研修機関の事務処理）

第４条　地域協議会等は、前条第１項による申し出があった場合、関係する市町村及び一般社団法人高知県畜産会（以下「市町村等」という。）の予算措置状況を確認したうえで、申し出を受理する。

２　地域協議会等が、前項の申し出を受理した場合は、適切な研修を実施するために高知県担い手育成センター等の関係機関と協議し、研修プログラムを作成するとともに様式第２号により必要な研修実施計画を作成する。

３　交付対象者が、地域協議会等の指示に従わず、適切な研修実施計画の作成が困難と判断した場合や研修終了後の就農に重大な支障があると判断した場合は、交付対象者にその旨を伝え、研修実施計画等の作成を中止することができる。

４　第２項により研修実施計画を作成した地域協議会等は、様式第３号により補助事業の実施の必要性等を記した意見を添えて事業実施申請書を市町村等に提出する。

（市町村等からの申請）

第５条　第２条（１）に定める要件に該当する者に補助予定の市町村等及び前条の規定により、地域協議会等から提出された補助事業の事業実施申請書を受理した市町村等は、予算措置の状況を判断し、補助事業が実施できる場合は、様式第４号により地域協議会等から提出された事 業実施申請書のほか、必要な書類を添えて事業実施申請書を会議に提出する。

２　第３条第３項の規定により、申し出を受けた市町村等は、補助事業が実施できる場合は、様式第４号の２により必要な書類を添えて事業実施申請書を会議に提出する。

３　市町村等は、事業実施申請書の提出にあたっては、高知県農業会議就農支援事業費補助金交付要綱第４条に規定した補助金交付申請書を併せて提出する。

　　なお、第２条（１）に定める要件に該当する者の場合、前年度以前に承認を受けた事業内容に変更がない場合に限り、以下の文書の提出は不要とする。

（１）事業実施申請書（様式第３号）

（２）事業実施申請書（様式第４号）及びその添付書類（様式第１号、第２号を含む）

（３）誓約書（別紙）

（補助事業実施の決定）

第６条　前条の規定により提出された事業実施申請書を受理した会議は、書類審査の他、必要に応じて現地の調査を行うとともに交付対象者及び地域協議会等の担当者と面談し、申請内容を確認する。市町村等は補助事業の実施に当たって重要な事項の説明を行う。

２　前項の結果を踏まえ、高知県新規就農育成支援審査委員会に諮り、採否を決定する。

３　前項の審査により、採択された場合及び第２条（１）の場合は、前条第３項により提出された補助金交付申請書に係る補助金交付決定通知を行うこととする。

４　前項により、補助金交付決定通知を受理した市町村等は、補助事業及び併給を受ける国事業について適切な執行に向けた指導・管理を行うものとする。

５　会議は、第２項により補助事業の実施が否決された場合、市町村等に対して、その旨を通知する。

（研修計画等の変更）

第７条　第２条（１）及び前条により採択された交付対象者（事業支援タイプを除く）が研修実施計画の内容を変更する場合は、交付対象者は、地域協議会等と協議し、市町村等を通じて様式第１号の２により会議に提出し、承認を得なければならない。

　　なお、事前承認が必要な研修計画の変更は、次のとおりとする。

1. 研修の中止
2. 派遣研修先の変更
3. 研修計画期間の延長、短縮、研修対象作物等の変更など主要部分の変更

　２　前条により採択された者のうち、第２条の別記の事業支援タイプの交付対象者が事業内

容を変更する場合は、交付対象者は、市町村等を通じて様式第１号の４により会議に提出し、

承認を得なければならない。

３　会議は、研修実施計画の変更申請を受理した場合、変更内容を審査し、軽微なもの以外は高知県新規就農育成支援審査委員会に諮り、変更の適否を決定する。

４　前項の規定による決定は、市町村等に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第８条　市町村等は、当該年度の第３条の別記（事業支援タイプを除く）の補助事業が完了した場合は、完了日から起算して30日以内か３月31日の早い時期までに様式第５号により会議に報告する。

（併給の禁止）

第９条　第２条（１）、（２）の補助事業について、対象となる経費を同一とする県の他の補助事業や、生活の維持や失業対策に対する国及び県の助成金を受給している場合には交付しない。

（その他）

第10条　会議は、補助事業を円滑に実施し、事業効果を上げるために必要な事項を別に定めることができる。

附則

　この要領は、令和６年４月1日から施行する。

附則

　この要領は、令和７年４月1日から施行する。